

荒川区旅館業法施行条例等の一部を改正する条例を公布する。

平成30年5月1日

荒川区長 西川 太一郎

荒川区条例第24号

荒川区旅館業法施行条例等の一部を改正する条例

(荒川区旅館業法施行条例の一部改正)

第1条 荒川区旅館業法施行条例(平成24年荒川区条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第1条 (略)</p> <p><u>(標識の設置)</u> <u>第1条の2 法第3条第1項の許可を受けて旅館業を営もうとする者(荒川区規則(以下「規則」という。)で定める者を除く。以下「申請予定者」という。)は、近隣住民(規則で定める者をいう。以下同じ。)に対し旅館業に係る計画の周知を図るため、規則で定めるところにより、標識を設置し、その旨を区長に届け出なければならない。</u> <u>2 申請予定者は、前項に規定する旅館業に係る計画の内容に変更が生じたときその他規則で定めるときは、速やかに同項の規定により設置した標識の内容を変更するとともに、その旨を区長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>(説明会の開催等)</u> <u>第1条の3 申請予定者は、前条第1項の規定により標識を設置したときは、規則で定めるところにより、近隣住民に対し、説明会の開催により、旅館業に係る計画について説明し、その内容を区長に報告しなければならない。</u></p> <p>(社会教育施設等) 第2条 法第3条第3項第3号の規定に基づ</p>	<p>(趣旨) 第1条 (略)</p> <p>(社会教育施設等) 第2条 法第3条第3項第3号の規定に基づ</p>

く施設は、次のとおりとする。

(1) 及び(2) (略)

(3) 前2号に掲げる施設のほか、博物館、公民館、公園、スポーツ施設その他これらに類する施設のうち、主として児童の利用に供されるもの又は多数の児童の利用に供されるもので、特に区長が必要と認めて規則に定めるもの

(宿泊者の衛生に必要な措置等の基準)

第4条 法第4条第2項の規定による条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。

(1) 旅館業の施設については、次の換気措置を講ずること。

ア及びイ (略)

(2) 旅館業の施設には、適当な採光及び照明の設備を有し、次の要件を十分に満たすものであること。

ア 客室は、窓等により自然光線が十分に採光できる構造とすること。

イ 照明設備は、施設内のそれぞれの場所で宿泊者の安全衛生上又は業務上必要な照度を満たすものとする。

(3) 旅館業の施設については、次の防湿措置を講ずること。

ア及びイ (略)

(4) 及び(5) (略)

(6) 客室には、次に掲げる基準を超えて宿泊者を宿泊させないこと。

ア 旅館・ホテル営業及び下宿営業

1 客室の規則で定めるところにより算定した有効部分の面積(以下「有効面積」という。)3平方メートルにつ

く施設は、次のとおりとする。

(1) 及び(2) (略)

(3) 前2号に掲げる施設のほか、博物館、公民館、公園、スポーツ施設その他これらに類する施設のうち、主として児童の利用に供されるもの又は多数の児童の利用に供されるもので、特に区長が必要と認めて荒川区規則(以下「規則」という。)に定めるもの

(宿泊者の衛生に必要な措置等の基準)

第4条 法第4条第2項の規定による条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。

(1) 営業施設については、次の換気措置を講ずること。

ア及びイ (略)

ウ 客室内の空気中の炭酸ガスは、0.15パーセント以下とすること。

(2) 営業施設の採光及び照明は、次に掲げる照度を有するようにすること。

ア 客室、応接室及び食堂 40ルクス以上

イ 調理場及び配膳室 50ルクス以上

ウ 廊下及び階段 常時20ルクス以上(深夜(午後11時から翌日の午前6時までの間をいう。)においては、10ルクス以上)

エ 浴室、脱衣室、洗面所、便所等 20ルクス以上

(3) 営業施設については、次の防湿措置を講ずること。

ア及びイ (略)

(4) 及び(5) (略)

(6) 客室には、次に掲げる基準を超えて宿泊者を宿泊させないこと。

ア ホテル営業、旅館営業及び下宿営業

1 客室の規則で定めるところにより算定した有効部分の面積(以下「有効面積」という。)3平方メートルにつ

いて 1人

イ (略)

(7)から(11)まで (略)

(12) 旅館業を営む者(以下「営業者」という。)は、前各号に規定する宿泊者の衛生に必要な措置を適正に行うため、原則として旅館業の施設ごとに、管理者を置くこと。ただし、営業者が自ら管理者となって管理する旅館業の施設については、この限りでない。

(営業者の遵守事項)

第6条 営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)から(3)まで (略)

(4) 旅館業の施設には、営業従事者名簿を備え付け、規則で定める事項を記載しておくこと。

(5) 旅館業の施設には、営業時間中に営業従事者を常駐させること。

第7条 削除

いて 1人

イ (略)

(7)から(11)まで (略)

(12) 旅館業を営む者(以下「営業者」という。)は、前各号に規定する宿泊者の衛生に必要な措置を適正に行うため、原則として営業施設ごとに、管理者を置くこと。ただし、営業者が自ら管理者となって管理する営業施設については、この限りでない。

(営業者の遵守事項)

第6条 営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)から(3)まで (略)

(4) 営業施設には、営業従事者名簿を備え付け、規則で定める事項を記載しておくこと。

(ホテル営業の施設の構造設備の基準)

第7条 旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「政令」という。)第1条第1項第11号の規定によるホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 宿泊者の利用しやすい位置に、受付等の事務に適した広さを有する玄関帳場を設置すること。

(2) 宿泊定員及び利用形態に応じた十分な広さのロビー及び食堂を有すること

。

(3) 調理場は、次の構造設備の基準によること。

ア 壁、板その他適当な物により、他の部屋等から区画されていること。

イ 宿泊者に食事を供給するのに支障のない広さを有すること。

ウ 出入口、窓その他開閉する箇所には防虫設備を、排水口には防ぞ設備を設けること。

エ 十分な能力の換気設備を有すること。

(4) 客室は、次の基準によること。

ア 1客室の規則で定める構造部分の合計床面積は、政令第1条第1項第2号イ又は第3号に規定する面積以上であること。

イ 睡眠、休憩等の用に供する部屋は、窓からの採光が十分に得られる構造であること。

(5) 宿泊者を宿泊させるために十分な数量の寝具類を有すること。

(6) 寝具類の収納設備は、寝具類の数量に応じた十分な広さを有すること。

(7) 浴室は、次の基準によること。

ア 洋式浴室の浴槽は、利用者ごとに浴槽水を取り替えることができる構造設備であること。

イ 共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合には、宿泊定員及び利用形態等を勘案し、十分な広さの脱衣室を付設すること。

ウ 和式浴室を設ける場合には、十分な数の上がり湯栓及び水栓を有すること。

エ ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。

(ア) ろ過器は十分なる過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること。

(イ) ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。

。

(ウ) 循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。

(エ) 浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。

(オ) 入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。

(カ) 循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられた構造であること。

(8) 客室にガス設備を設ける場合には、次の基準によること。

ア 専用の元栓を有すること。

イ ガス管は、耐食性を有し、ガスの供給が容易に中断されないものであり、かつ、容易に取り外すことができないように接続されていること。

(9) 便所は、次の基準によること。

ア 各階に設置し、防虫及び防臭の設備並びに手洗い設備を有すること。

イ 便所を付設していない客室を有する階には、男子用と女子用とを区分した共同便所を設け、規則で定める宿泊定員に応じた数の便器を設置すること。

(1 0) 共同洗面所を設ける場合には、規則で定める数の給水栓を設置すること

。

(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)

第 8 条 旅館業法施行令(昭和 3 2 年政令第 1 5 2 号。以下「政令」という。) 第 1 条 第 1 項第 8 号の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(旅館営業の施設の構造設備の基準)

第 8 条 政令第 1 条第 2 項第 1 0 号の規定による旅館営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、第 2 号及び第 3 号の基準は、修学旅行等おおむね 5 0 人以上の団体を宿泊させる旅館営業の施設(以下「団体宿泊旅館」という。) についてのみ適用する。

(1) 宿泊者の利用しやすい位置に、受付等の事務に適した広さを有する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。）第4条の3で定める基準に適合するものを設置すること。

(2) ロビー又は食堂を設ける場合には、宿泊定員及び利用形態に応じた十分な広さとする。

(3) 調理場を設ける場合には、次の構造設備の基準によること。

ア 壁、板その他適当な物により、他の部屋等から区画されていること。

イ 宿泊者に食事を供給するのに支障のない広さを有すること。

ウ 出入口、窓その他開閉する箇所には防虫設備を、排水口には防ぞ設備を設けること。

エ 十分な能力の換気設備を有すること。

(4) 客室は、次の基準によること。

ア 1客室の規則で定める構造部分の合計床面積は、政令第1条第1項第1号に規定する面積以上であること。

イ 睡眠、休憩等の用に供する部屋は、窓からの採光が十分に得られる構造であること。

(5) 宿泊者を宿泊させるために十分な数量の寝具類を有すること。

(6) 寝具類の収納設備は、寝具類の数量に応じた十分な広さを有すること。

(7) 浴室は、次の基準によること。

ア 共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合には、宿泊定員及び利用形態等を勘案し、十分な広さの脱衣室を付設すること。

イ ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準に

(1) 客室と他の客室、廊下等との境界は、壁、ふすま、板戸又はこれらに類する物を用いて区画すること。

(2) 調理場を設ける場合には、配膳に支障が生じないよう十分な広さを有する配膳室を付設すること。

(3) 前号の配膳室には、食器戸棚及び高さ75センチメートル以上の配膳台を設けること。

よること。

(ア) ろ過器は十分なる過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること。

(イ) ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること

(ウ) 循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。

(エ) 浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。

(オ) 入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。

(カ) 循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられた構造であること。

(8) 客室にガス設備を設ける場合には、次の基準によること。

ア 専用の元栓を有すること。

イ ガス管は、耐食性を有し、ガスの供給が容易に中断されないものであり、かつ、容易に取り外すことができないように接続されていること。

(9) 便所は、次の基準によること。

ア 各階に設置し、防虫及び防臭の設備並びに手洗い設備を有すること。

イ 便所を付設していない客室を有する階には、共同便所を設けること。

ウ 共同便所は、男子用と女子用を区分すること。

エ 共同便所には、規則で定める数の便器を設置すること。

(1 0) 共同洗面所を設ける場合には、規則で定める数の給水栓を設置すること

(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)

第9条 政令第1条第2項第7号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 及び(2) (略)

(3) 客室の規則で定める構造部分の合計延べ床面積は、政令第1条第2項第1号に規定する面積以上であること。

(4) 及び(5) (略)

2 前条第3号の規定は、簡易宿所営業の施設に調理場を設ける場合に準用する。

3 前条第1号、第4号イ及び第5号から第10号までの規定は、簡易宿所営業の施設について準用する。

(下宿営業の施設の構造設備の基準)

第10条 政令第1条第3項第5号の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 及び(2) (略)

2 第8条第3号の規定は、下宿営業の施設に調理場を設ける場合に準用する。

3 第8条第4号イ及び第7号から第10号までの規定は、下宿営業の施設について準用する。

(衛生措置基準の特例)

第11条 区長は、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用さ

2 前条第3号の規定は、旅館営業の施設に調理場を設ける場合に準用する。

3 前条第4号から第10号までの規定は、旅館営業の施設について準用する。この場合において、同条第4号ア中「政令第1条第1項第2号イ又は第3号」とあるのは「政令第1条第2項第2号又は第3号」と読み替えるものとする。

(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)

第9条 政令第1条第3項第7号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 及び(2) (略)

(3) 客室の規則で定める構造部分の合計延べ床面積は、政令第1条第3項第1号に規定する面積以上であること。

(4) 及び(5) (略)

2 第7条第3号の規定は、簡易宿所営業の施設に調理場を設ける場合に準用する。

3 第7条第4号イ及び同条第5号から第10号まで並びに前条第1項第1号の規定は、簡易宿所営業の施設について準用する。

(下宿営業の施設の構造設備の基準)

第10条 政令第1条第4項第5号の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 及び(2) (略)

2 第7条第3号の規定は、下宿営業の施設に調理場を設ける場合に準用する。

3 第7条第4号イ及び第7号から第10号まで並びに第8条第1項第1号の規定は、下宿営業の施設について準用する。

(衛生措置基準の特例)

第11条 区長は、ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利

れるものその他特別の事情があるものについては、規則で、第4条第2号及び第6号に規定する基準に関し必要な特例を定めることができる。

(構造設備基準の適用除外)

第12条 省令第5条第1項の施設について、その構造設備が第8条及び第9条の基準による必要がない場合又はこれらの基準により難しく、かつ、公衆衛生上支障がないと認める場合は、次の各号に掲げる営業について、それぞれ当該各号に掲げる基準を適用しないことができる。

(1) 旅館・ホテル営業 第8条第3号、第5号、第6号、第7号ア、第9号及び第10号の基準

(2) 簡易宿所営業 第9条第1項第1号及び第5号、同条第2項において準用する第8条第3号並びに第9条第3項において準用する第8条第5号、第6号、第7号ア、第9号及び第10号の基準

2 前項に定める場合のほか、旅館・ホテル営業、簡易宿所営業又は下宿営業について、その構造設備が第8条第3号、第9号及び第10号、第9条第2項及び第10条第2項において準用する第8条第3号並びに第9条第3項及び第10条第3項において準用する第8条第9号及び第10号の基準による必要がない場合又はこれらの基準により難しく、かつ、公衆衛生上支障がないと認める場合は、これらの基準を適用しないことができる。

(命令)

第13条 区長は、第6条第5号の規定に違

用されるものその他特別の事情があるものについては、規則で、第4条第2号及び第6号に規定する基準に関し必要な特例を定めることができる。

(構造設備基準の適用除外)

第12条 旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号) 第5条第1項の施設について、その構造設備が第8条及び第9条の基準による必要がない場合又はこれらの基準により難しく、かつ、公衆衛生上支障がないと認める場合は、次の各号に掲げる営業について、それぞれ当該各号に掲げる基準を適用しないことができる。

(1) 旅館営業 第8条第1項第2号、同条第2項において準用する第7条第3号並びに第8条第3項において準用する第7条第5号、第6号、第7号イ及びウ、第9号並びに第10号の基準

(2) 簡易宿所営業 第9条第1項第1号及び第5号、同条第2項において準用する第7条第3号並びに第9条第3項において準用する第7条第5号、第6号、第7号イ及びウ、第9号並びに第10号の基準

2 前項に定める場合のほか、旅館営業、簡易宿所営業又は下宿営業について、その構造設備が第8条第2項、第9条第2項及び第10条第2項において準用する第7条第3号並びに第8条第3項、第9条第3項及び第10条第3項において準用する第7条第9号及び第10号の基準による必要がない場合又はこれらの基準により難しく、かつ、公衆衛生上支障がないと認める場合は、これらの基準を適用しないことができる。

<p><u>反して旅館業が営まれている場合において、特に必要があると認めるときは、同号の規定により常駐させるべきことを命ずることができる。</u></p> <p>(委任) <u>第14条</u> (略)</p> <p>(罰則) <u>第15条</u> <u>第13条の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。</u></p>	<p>(委任) <u>第13条</u> (略)</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 職員の給与に関する条例(昭和33年荒川区条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表第5(第27条の2関係) (略) 備考 1 (略) 2 この表において「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定する <u>旅館・ホテル営業</u> の施設以外の施設をいう。	別表第5(第27条の2関係) (略) 備考 1 (略) 2 この表において「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条に規定する <u>ホテル営業又は旅館営業</u> の施設以外の施設をいう。

(荒川区手数料条例の一部改正)

第3条 荒川区手数料条例(平成12年荒川区条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後			
別表(第2条関係)			
1 保健衛生関係手数料			
番号	事務	名称及び額	徴収時期
1	旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の規定に基づく旅館業の許可の申請に対する審査	旅館業許可申請手数料 ア <u>旅館・ホテル営業</u> 30,600円 イ (略) ウ (略)	(略)

(略)

2 建設関係手数料

(略)

3 その他の手数料

(略)

改正前

別表(第2条関係)

1 保健衛生関係手数料

番号	事務	名称及び額	徴収時期
1	旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の規定に基づく旅館業の許可の申請に対する審査	旅館業許可申請手数料 ア <u>ホテル営業</u> 30,600円 イ <u>旅館営業</u> <u>30,600円</u> ウ (略) エ (略)	(略)
(略)			

2 建設関係手数料

(略)

3 その他の手数料

(略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年6月15日から施行する。ただし、第1条中第1条の次に2条を加える改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に旅館業法の一部を改正する法律(平成29年法律第84号)による改正前の旅館業法(昭和23年法律第138号)(以下「旧法」という。)第3条第1項の規定による許可を受けて旧法第2条第4項に規定する簡易宿所営業を営んでいる者がその営業の用に供している施設については、平成30年12月15日までは、引き続き第1条の規定による改正前の荒川区旅館業法施行条例第9条の基準に適合する限り、第1条の規定による改正後の荒川区旅館業法施行条例第9条の基準に適合するものとみなす。